

台風19号で被災された皆様へ

<災害救助法に基づく住宅の応急修理について（ご案内）>

このたびは、台風19号で被災された方におかれましては、心よりお見舞い申し上げます。

令和元年10月23日付けで「災害救助法」における住宅の応急修理に対する支援が、「半壊以上」から「一部損壊（準半壊）以上」に改正されました。そこで、床上浸水等した住宅で、り災証明書により「一部損壊（準半壊）」以上となる方（世帯）に対し、被災した住宅の屋根、居室、台所及びトイレなど日常生活に必要不可欠で、緊急に修理が必要な部分を、市が業者に依頼し一定の範囲内で応急的に修理します。

【対象者】

(1) 以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 台風19号により一部損壊（準半壊）以上の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができない者又は大規模半壊の住宅被害を受けた者
※被害が一部損壊（10%未満）の場合は対象となりません。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者
- ③ 応急仮設住宅を利用しない者

【対象工事】

・台風19号により、屋根、居室、台所及びトイレなど日常生活に必要欠くことができず、緊急に修理が必要な個所の工事

※応急修理の基本的考え方（対象範囲は裏面参照）

応急修理の個所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとなります。

- ① 災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- ② 内装に関するものは原則として対象外となります。
ただし、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、対象となります。
- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可となります。
- ④ 家電製品等の家財は対象外となります。

【契約方法】

・市が直接、修理業者と契約（残工事があれば、所有者等が修理業者と契約）となります。

【支援の基準額】

・住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は、半壊又は大規模半壊の場合は59万5千円以内、一部損壊（準半壊）の場合は30万円以内となります。

※詳しくは、下記【お問い合わせ先】までご相談ください。

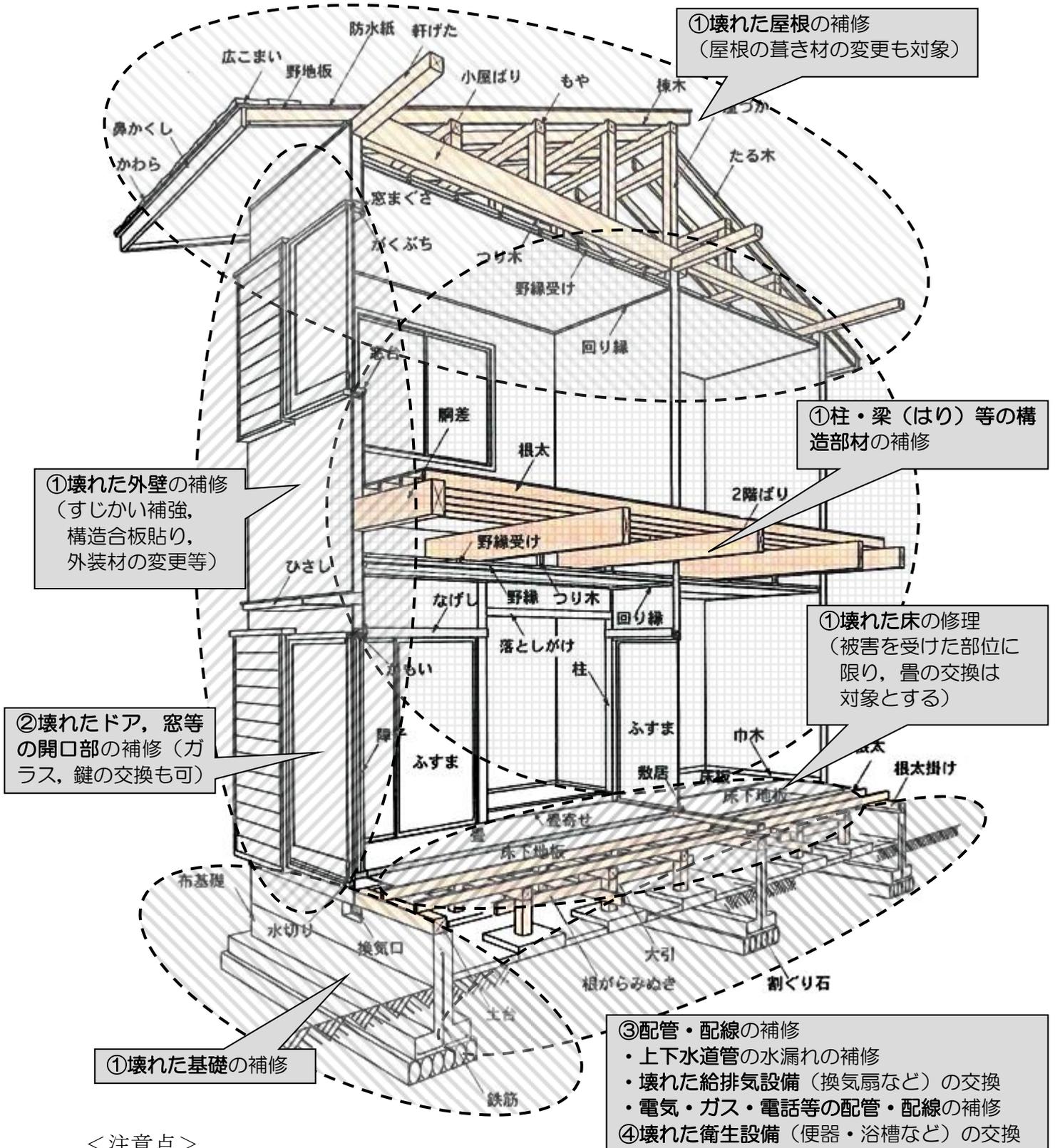
【お問い合わせ先】

行田市都市整備部建築開発課
建築指導担当

電話：048-550-1551（内線 5613）

FAX：048-553-4544

住宅の応急修理対象範囲
 (台風19号により被災した部位に限ります)



< 注意点 >

- ・①～④は優先度を表します。
- ・内装は原則として、対象外です(例: 間仕切り壁及び天井の仕上げ, ふすま, 障子など)。ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、下地から補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳は内装に該当しますが、壊れた床の補修と併せて行わざるを得ない場合に限り、対象とします。家電製品等の家財は、対象外です。